平成２４年１１月２２日

わかやま冬の節電アクションプラン

和　歌　山　県

は　じ　め　に

昨夏以来、電力不足が懸念されてきましたが、県民や事業者の皆様のご協力により節電の取組は着実に進み､これまでのところ電力需給がひっ迫する事態に陥ることもありませんでした。
皆様の節電取組に厚くお礼申し上げます

今冬の関西電力株式会社管内における電力需給の見通しは、安定供給に最低限必要とされる３％以上の予備率が確保できる見通しです。
しかしながら、この見通しは、定着した節電として平成２２年度冬比５．６％の節電を見込んでいます。

このため、関西広域連合では、今冬も継続して皆様に節電に取り組んでいただけるよう国や関西電力株式会社と連携して節電を呼びかけることとしました。
和歌山県では、こうしたことをふまえ、今冬の節電対策をとりまとめました。

当該対策が対象とする**期間は、平成２４年１２月３日（月）から平成２５年３月２９日（金）の平日**（１２月３１日及び１月２日～４日を除く）とし、
対策の実施期間中は、**平成２２年度冬比で６％を目安とし、定着した節電の着実な実行**を目指すこととします。

なお、産業活動や病院、鉄道などのライフライン機能、都市機能等の維持に支障を生じない範囲での協力をお願いします。
また、高齢者や乳幼児、体調が悪い方のおられる家庭に、負担をかけてまで節電をお願いするものではありません。

皆様のご協力をお願いします。

冬季平日の電気の使われ方（イメージ）

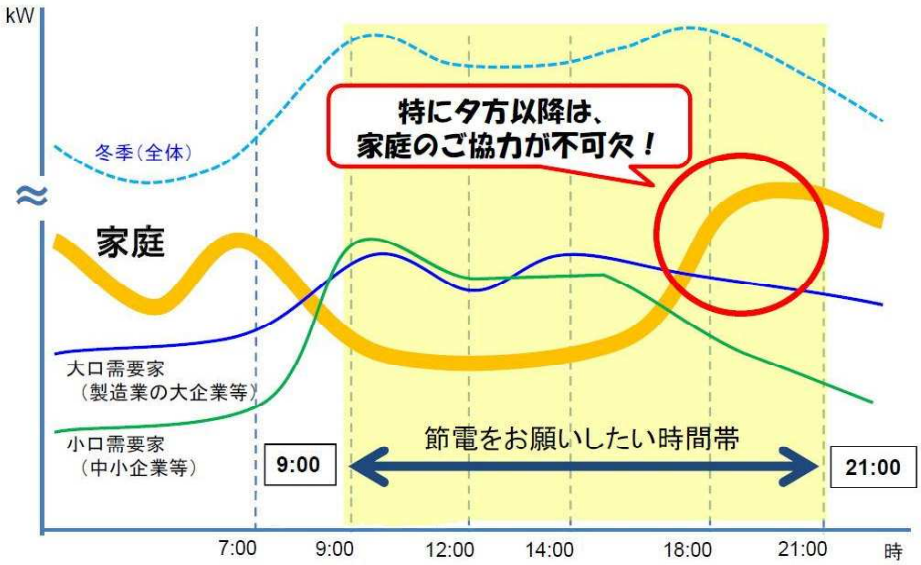

【経済産業省　冬季の節電メニュー（ご家庭の皆様）】

１　県庁における節電への取組

和歌山県では、従来より温室効果ガス排出量削減に向けエコオフィス推進に取り組み、昨夏以来の節電対策にも取り組んで参りましたが、今冬は、次のとおり節電対策を実施することとします。

実施期間：平成２４年１２月３日（月）～平成２５年３月２９日（金）

（１）節電エコオフィスの取組

１０％以上削減メニュー

◇照明

廊下の照明は50％程度を消灯
課室内の照明は原則20％程度を消灯
昼休憩時には課室内を原則全消灯
離席時の消灯及び残業時等の不要照明の消灯を徹底

◇電気器具

昼休憩時、離席時にはパソコン画面を閉じる
昼休憩時にはコピー機、プリンター等の電源を切る
使用していない電気器具はプラグを抜く
トイレのエアータオル、暖房便座は使用停止

◇暖房設備

室内温度19℃以下の徹底
電気熱源式（パネル、遠赤、ハロゲン、オイル等）暖房器具は使用禁止

１０％以上削減メニュー

◇職員の取組

ウォームビズの推奨
・上着や膝掛けなどの活用
・働きやすく暖かいウォームビズに職員一人一人が取り組む

ポンプ運転を削減するために節水の徹底

エレベーターの運転を削減するために近い階への移動は階段利用の励行

超過勤務の削減
・毎週水曜日のノー残業デーの徹底

（２）エコオフィス推進員によるエコオフィス推進状況把握

◇ 各所属に配置されるエコオフィス推進員（副課長等約300名）による
エコオフィス推進状況把握

（３）市町村等への働きかけ

◇節電対策の働きかけ
・各市町村施設においても県庁と同様の節電への取組を働きかけ
・市町村民向け広報などの対応を働きかけ

2　家庭に向けての節電の働きかけ

（１）各家庭に向け、以下のメニューにより冬の節電への協力を呼びかけ

・平成２４年１２月３日（月）～平成２５年３月２９日（金）の平日　（12/31～1/4を除く）
　９時～２１時の節電を要請

・**特に１８時から２１時**の節電には家庭の協力が不可欠

・使用最大電力の平成２２年度冬比６％の節電を目安

＜通常、エアコンを使用される家庭の場合＞

※エアコンを使用する家庭の夕方ピーク時の消費電力（約１４００W）を想定

６％以上削減メニュー

節電メニュー		節電効果 %	削減電力量 W	メニュー実行率 %	実行率を考慮した節電効果 %
エアコン	重ね着などをして、室温 20 ℃を心がける	7	100	20	1.4
	窓には厚手のカーテンを掛ける	1	15	10	0.1
	エアコンを消して、電気以外の暖房を使用する	30	420	5	1.5
照明	不要な照明をできるだけ消す	4	60	30	1.2
食器洗い乾燥機	食器洗いの時間を 18 時から 21 時の間からずらす	2	30	10	0.2
洗濯・乾燥機	洗濯・乾燥機の使用時間を 18 時から 21 時の間からずらす	2	25	10	0.2
電気ｶｰﾍﾟｯﾄ	電気カーペットの使用面積を半分にする	2	30	10	0.2
電気ﾎﾟｯﾄ	お湯はコンロで沸かし、ポットの電源は切る	2	30	10	0.2
テレビ	画面の輝度を下げる 必要な時以外は消す	2	25	20	0.4
冷蔵庫	冷蔵庫の設定を「弱」に変える 扉を開ける時間をできるだけ減らす 食品をつめこまないようにする	1	15	20	0.2
ジャー炊飯器	早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊く 保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存する	1	15	10	0.1
温水洗浄便座（瞬間式）	便座保温・温水の設定温度を下げる 不使用時はふたを閉める	1 未満	5	10	0.1
待機電力	リモコンではなく、本体の主電源を切る 使わない機器はプラグを抜いておく	1	15	20	0.2
				合計	6.0

各家庭においては「節電効果」の欄の合計が６％以上になるよう取り組んでください。

＜通常、ガス・石油ストーブ等を使用される家庭の場合＞

※ガス・石油ストーブ等を使用する家庭の夕方ピーク時の消費電力（約１０００Ｗ）を想定

６％以上削減メニュー

節 電 メ ニ ュ ー		節電効果 %	削減電力量 W	メニュー実行率 %	実行率を考慮した節電効果 %
照明	不要な照明をできるだけ消す	6	60	30	1.8
食器洗い乾燥機	食器洗いの時間を18時から21時の間からずらす	3	30	20	0.6
洗濯・乾燥機	洗濯・乾燥機の使用時間を18時から21時の間からずらす	2	25	20	0.4
電気カーペット	電気カーペットの使用面積を半分にする	3	30	20	0.6
電気ポット	お湯はコンロで沸かし、ポットの電源は切る	3	30	20	0.6
テレビ	画面の輝度を下げる 必要な時以外は消す	3	25	30	0.9
冷蔵庫	冷蔵庫の設定を「弱」に変える 扉を開ける時間をできるだけ減らす 食品をつめこまないようにする	2	15	20	0.4
ジャー炊飯器	早朝にタイマー機能で１日分をまとめて炊く 保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存する	2	15	10	0.2
温水洗浄便座（瞬間式）	便座保温・温水の設定温度を下げる 不使用時はふたを閉める	1	5	10	0.1
待機電力	リモコンではなく、本体の主電源を切る 使わない機器はプラグを抜いておく	2	15	20	0.4
				合計	6.0

各家庭においては「節電効果」の欄の合計が６％以上になるよう取り組んでください。

さらに下記の節電メニューも検討してください

ライフスタイル	・夕方に電気製品の使用が重ならないよう家事の段取りを組む ・温湿度計をつけて、室温の管理(20 ℃)を行う
暖房器具	・電気の暖房機器(ガス・石油以外)を使う場合には、エアコン・電気ストーブ・ヒーターを上手に使い分ける ・電気カーペットは人のいる部分だけを温めるようにする 設定温度を「中」または「弱」にするよう心がける ・エアコンのフィルターを定期的(2週間に1回程度)に掃除する ・扇風機やサーキュレーターで部屋の上部の暖気を循環させる ・こたつは、上掛けなどを活用し、暖気を逃がさないようにする
電気ポット	・お湯はコンロで沸かし、ポットの電源は切る
洗濯機	・容量の80%程度を目安にまとめ洗いをする
パソコン	・省電力設定を活用する
掃除機	・夕方のピーク時はモップやホウキを使ってみる

（２）家庭に「うちエコ診断員」を無料派遣

◇「うちエコ診断員」が、省エネに有効な対策をアドバイス

・各家庭に合ったオーダーメイドの対策を提案
・診断方法は訪問診断、窓口診断、会場診断の3つ
・応募は平成25年1月末まで

問い合わせ先
和歌山県地球温暖化防止活動推進センター（TEL:073-499-4734）
※インターネットでも申込み可

（３）広報活動

◇和歌山県ホームページに節電への協力依頼や情報を掲載

◇電力需要が増える時期に広報活動を重点的に実施
・「県民の友」12月号、1月号に家庭向けの節電に関する情報を掲載
・ラジオのスポット放送による呼びかけ
・「クローズアップ県政」など県のテレビ・ラジオ広報番組の放送

3　産業・業務部門に向けての節電の働きかけ

（１）各事業者等に向け、以下のメニューにより冬の節電への協力を呼びかけ

・平成２４年１２月３日（月）～平成２５年３月２９日（金）の平日　（12/31～1/4を除く）
　９時～２１時の節電を要請（特に９時～１８時に重点呼びかけ）
・使用最大電力の平成２２年度冬比６％の節電を目安

オフィスビルの場合（例）

節 電 メ ニ ュ ー		節電効果 %	ﾒﾆｭｰ実行率 %	実行率を考慮した節電効果 %
照明	執務エリアの照明を半分程度間引きする	8	20	1.6
	使用していないエリア（会議室、廊下等）は消灯を徹底する	3	20	0.6
ＯＡ機器	長時間席を離れるときは、ＯＡ機器の電源を切るか、スタンバイモードにする	2	20	0.4
空調	室内温度を１９℃に下げる	4	30	1.2
	使用していないエリアは空調を停止する	1	20	0.2
	室内のCO2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取入れ量を調整する（外気導入による負荷を減らすため）	4	20	0.8
	夕方以降はブラインド、カーテンを閉め、暖気を逃がさないようにする	1	20	0.2
	熱源機（ガス熱源は除く）の温水出口の温度を低めに設定し、熱源機ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ等の動力を削減する。	1	20	0.2
	空調機器の一斉の起動を避ける（運転時間前倒しフロア毎の時間調整等）	4	20	0.8
			合計	6.0

各オフィスビルにおいては「節電効果」の欄の合計が６％以上になるよう取り組んでください。

（２）事業者等への協力要請

◇ 商工業団体等を通じた協力要請を実施

（３）中小企業の省エネ設備導入支援

◇成長サポート資金の見直し（平成２４年７月）による省エネ・新エネ施設等の導入支援

（対象施設）
・太陽光発電施設などの自然エネルギー利用施設、ＬＥＤ照明などのエネルギー効率化設備、クリーンエネルギー自動車及びクリーンエネルギー自動車燃料供給施設、自家発電装置、蓄電池

（主な特徴）
・最優遇金利に引き下げ
・知事認可を全廃するとともに、規模要件を撤廃

（問い合わせ先）
和歌山県商工振興課（TEL:073-441-2744）

（４）中小企業の省エネ推進支援

◇無料節電・省エネ診断

（節電診断）
・契約電力50kW以上の高圧電力又は特別高圧電力契約者の工場・ビル等が対象

（省エネ診断）
・年間エネルギー使用量(原油換算値)100kL以上の工場・ビル等が対象

（問い合わせ先）
一般財団法人　省エネルギーセンター近畿支部(TEL 06－6364－8965)

4 「需給ひっ迫警報」発出時の対応

電力需給のひっ迫が予想される場合

◇政府は「電力需給ひっ迫警報」を発令

（１）県庁の取組

◇業務に支障のない範囲で空調設備の停止
◇最小限度の課室内照明を残し消灯
◇冷蔵庫、電気ポット、コーヒー専用ポットの使用停止

（２）家庭や事業者への働きかけ

◇テレビ、ラジオ等による周知
◇県ホームページや防災わかやまメール等による県民や事業者への緊急節電要請